別記様式第８号（第１３条関係）

（表面）

第　　号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第２４条第１項の規定により立入検査をする職員の身分証明書

官　　職
氏　　名
生年月日
年　　月　　日発行
年　　月　　日限り有効

写

真

厚生労働大臣又は農林水産大臣

印

（押出スタンプ）

（裏面）

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（抄）

第２４条　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に指定認定機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第２６条　次の各号の一に掲げる違反行為があった場合には、その違反行為をした指定認定機関の役員又は職員は、３０万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第２４条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ７とする。